

「整会」2022年度第1回役員会 議事録

日時：2021年12月5日(日) 14:00～17:00

場所：アイビーホールグリーンエリアC集会室

出席者：長谷川、飯田、亀村、山崎、本間、大向、馬場、葛城、中村、小倉 欠席者：なし

【報告事項】

1. 聖林寺観音堂改修事業支援(11月9日)＜報告者：飯田副会長＞
 - ・11月9日に会長・両副会長・本間役員が聖林寺倉本ご住職を訪問し、観音堂改修事業支援金10万円を寄進した。(ホームページ掲載済み)
2. 寄付金の状況＜報告者：長谷川会長＞
 - ・2022年度(12月3日現在)の寄付は95件で462,988円である。既に昨年度年間合計(85件、429,206円)を上回った。(いずれも郵便局手数料を除いた額。)
3. 整デジタル版の申込状況＜報告者：長谷川会長＞
 - ・“整会からのお知らせ”(9月20日発行)にて申込案内をした結果7件(11月30日現在)の申込みがあった。引続き“整会からのお知らせ”やHP・同窓祭などで案内を継続する。
4. 古美術研究会の現状＜報告者：飯田副会長＞
 - ・10月17日、今年度2回目の整会/古美研の三役の意見交換会をリモートで実施した。その後、黒田総務部長から活動状況について以下のとおり報告があった。
 - ・SNSなどで部員募集した結果、1年生7名(男性5、女性2)、2年生3名(女性3)の計10名が入会、9月9日オンライン歓迎会を開催した。12月1日現在、3年生3名と4年生9名と併せ22名在籍。
 - ・10月に対面授業が始まり、活動誓約書を大学に提出することで11月からの活動許可が下りた。11月23日に初の対面活動(三溪園の後、中華街で懇親会)を開催、12月12日に2回目の対面活動を計画中である。
 - ・青山祭は雑誌取材のみの活動ではあったが、その効果で2名から参加希望の問合せがあった。
 - ・今後の活動継続のため11月に大学へ新体制での申請が必要であるが、現役員としてしっかり引継ぎを行うためにも来年の新学期を迎えるまではサポートする覚悟である、とのこと。
5. 校友会広報誌「あなたと青山学院36号」(11月12日発行)＜報告者：亀村副会長＞
 - ・“国宝十一面観音の奈良聖林寺ご住職から整会にビデオメッセージ”を掲載した。
6. アイビーグループ代表者会議(9月29日開催)＜報告者：長谷川会長＞
 - ・オンラインにて開催され、会長と飯田副会長が参加した。

【協議事項】

1. 2022年度事業計画
 - ・会長から資料に基づき提案があり、協議の結果添付の内容とした。
議論の概要は次のとおり。
 - ①「1. 会員相互の親睦活動」に「55周年記念行事の検討・実施」を加えるとともに、「3. 古美術研究の啓発活動」の講演会を55周年記念行事に位置付けることとした。
(注)本来であれば2020年が55周年であったが、コロナ禍のため約2年間未実施の記念行事を今年度実施することとした。
 - ②「3. 古美術研究の啓発活動」の具体的取組みとして「聖林寺観音堂改修事業支援」を加えた。(2021年11月実施済み)
2. 校友会広報誌「あなたと青山学院37号」(2月下旬発行予定)の記事掲載
 - ・コロナ禍で延期となっていた「古美術を語ろう会」「都心の残影～私たちの知らない時代の東京巡り」を2022年4月16日(土)に開催することとし、その旨の記事を応募することとした。

【その他】

本年9月の「書面総会」の表決権行使書に記載されたご意見(1)について協議し、以下のとおり役員会見解(2)を確認した。

(1) いただいたご意見(原文のまま)

コロナ禍の中、皆様のご尽力に感謝申し上げます。

さて、表決権行使について、第2号議案は反対とさせていただきました。書面開催であれば総会には変わりなく、会費徴収しなかった理由が全く理解できません。会則第9条にあるように、正常な会の運営は会費をもって充当するのが当然と考えております。

本来であれば会費納入のお願い状があつて会費を何時までにお振り込み下さい…別途寄付金も受け付けておりますの方が筋の通ったやり方ではないでしょうか。ほぼ100%の寄付金収入ですのでも戻りできない状態です。「寄付金をもって運営費及び特別事業費に充てる」と会則を改定することも選択の一つであると思います。役員皆様で話し合ってみて下さい。よろしく願いいたします。

(2) 役員会見解

①会費の取扱いについて

- ・会則では、会費の徴収は「総会時等必要に応じて」としているのですが、「必ず徴収する」ということではありません。
- ・また「総会時等」は、会則制定時の趣旨として「会員が一会場に集まって会合する場面を想定」しており、コロナ禍で『書面開催総会』になるといった極めて特殊な状況を想定しておりません。
- ・以上のことから、郵送で会費請求をすることは適切でないと判断しました。また今後も郵送で会費請求することは考えておりません。

② 活動費（運営費及び特別事業費）について

- ・2015年10月の整会再スタート以来、担当役員にて適正な管理を行うとともに、役員会の決議ならびに監査役の監査を経て総会の承認を得ておりますが、個別の支出について必ずしもその都度決議を明確にしていなかった場合もあり、ご指摘のとおり、より適正な取扱いが必要と考えます。

③ 今後について

- ・活動費の支出にあたっては、会則の趣旨に基づきより適正な取扱いに努めます。
- ・現状において直ちに会則第9条を変更する必要はないと考えますが、再スタート後6年経過していることもあり、会員の現況や活動の実態をより反映した会則への変更提案について、今後も役員会で協議を続けていきたいと思っております。

以上

(文責 総務担当飯田)

次回役員会：2022年4月9日(土) 14:00～17:00 アイビーホール集会室C

*コロナ感染拡大が危惧される場合は、Zoomによるリモート会議に変更する。時間は改めて連絡する。